

令和4年度第4回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日	令和4年7月8日(金)
招集場所	米子市役所旧庁舎3階603会議室
開 会	午前10時00分
出席農業委員	1番 生田誠二委員 2番 泉新一委員 3番 井田時夫委員 4番 岩佐清志委員 5番 大太勇三委員 6番 大縄敬次委員 7番 公本英夫委員 8番 小西淳一委員 9番 角力委員 10番 関本五郎委員 11番 高橋敦美委員 12番 竹中誠一委員 13番 田子博康委員 14番 田中豊委員 15番 田邊雄一委員 16番 富田行博委員 17番 中本公平委員 19番 矢倉篤實委員
欠席農業委員	18番 船越真委員
出席推進委員	廣東宣明委員 影嶋六郎委員 能登路幸輝委員 森中喜輝委員 佐々木知俊委員 山中春夫委員 小林秀美委員 大塚清徳委員 田口正廣委員 足立康雄委員 松本裕三委員 本池実委員 長澤誠委員
事務局	日浦事務局長 河野事務局長補佐 妹尾係長 石岡主任 石田主任 馬野主事
傍聴人	無し
日 程	1 会長あいさつ 2 議事録署名委員の指名 3 議事 (1) 農地法各条申請審議等 ア 第1号 農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について イ 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について ウ 第3号 米子市農用地利用集積計画の決定について エ 第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律(昭和25年法律第101号)に基づく農用地利用配分

計画に係る意見照会に対する回答について

オ 第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

カ 第6号 会長職務代理者の選挙

4 報告事項

- (1) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第18条第6項の規程による通知書の受理について
- (3) 非農地現況証明について
- (4) 農地転用現況確認書の交付について
- (5) 公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (6) その他

議事開始 午前10時00分

議長（田邊会長）

第4回農業委員会総会を開きます。

それでは、議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

それでは、議席番号9番の角委員と議席番号10番の関本委員にお願いしたいと思います。本日の欠席は、船越委員です。

議案第6号会長職務代理者の選挙及び運営特別部会委員の選任につきましては、報告事項終了後に行いたいと思いますがよろしいでしょうか。審議に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げがあれば、事務局から説明してください。

事務局（馬野主事）

事務局より、議案と別紙の修正があります。まず議案の修正ですが、議案の9頁と10頁第5条議案37番から41番は取下げになりましたので、議案の削除をお願いします。10頁の議案42番転用目的が資材置き場となっていますが、資材置き場及び駐車場に修正をお願いします。

議長（田邊会長）

それでは審議に入ります。3ページ、議案第1号をお願いします。農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。それでは、4ページ番号9の上安曇から、番号11の泉について審議します。番号10は、関係者の矢倉委員は、議事に参与できません。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

3条許可案件について説明いたします。場所について画面に表示いたしますのでスクリーンをご覧ください。番号9番の上安曇の議案について説明いたします。上安曇地内の田1筆畑1筆合計154.91平方メートルの農地を相続人とこの度合意され贈与されるものです。取得後の経営面積は162アールです。

番号10番の大崎の議案について説明いたします。大崎駐在所近くの畑1筆132平方メートルの農地をこの度合意され売買されるものです。取得後の経営面積は38アールです。

番号11番の泉の議案について説明いたします。山陰道近くの畑2筆合計622平方メートルの農地をこの度合意され売買されるものです。取得後の経営面積は483アールです。3条許可案件は以上3件となります。詳細は議案および3条別紙のとおりです、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いたします

議長（田邊会長）

番号9の上安曇について、担当委員さんから補足があればお願いします。

大塚推進委員

それでは、9番について、担当委員から補足説明をいたします。この農地は一人暮らしの高齢女性が所有していましたが、亡くなられてから身内がないため甥である譲り渡し人が相続をしましたが、現地に行って耕作することが難しいため、譲受人と合意され、贈与をすることになりました。高齢女性の存命中から譲受人が管理していましたので、今後は蜜柑を植える予定で整備をしています。田子委員と現地調査をしましたが、許可についても問題ないと思いますので、審議のほど、よろしくお願いします。以上です。

議長（田邊会長）

続きまして、番号10の大崎について、担当委員さんから補足があればお願いします。

松本推進委員

それでは、補足いたします。現地調査は6月21日に私一人で行いました。譲受人が既に管理しておられます。許可について問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議長（田邊会長）

続きまして、番号11の泉について、担当委員さんから補足があればお願いします。

関本農業委員

6月25日に現場を確認しました。かなり荒れていました。不在地主で、今まで地元の人に玉ねぎを作って貰っていましたが、その方が高齢のため返却されたため、譲渡人が困って地元の方の方に相談した結果、購入されることになりました。周辺農地のためにきれいにさせていただくようお願いしたら、翌日にはきれいに整地されていました。この法人はあちこちに圃場を持っているので、特に問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。はじめに、番号10について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可と決定します。

続いて、番号9及び番号11について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可と決定します。

続きまして5ページをお願いします。議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準用する、第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

それでは、6ページ、番号29の河崎から8ページ番号33の両三柳について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

山中推進委員

29番から31番について、関連しておりますので、一括で説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅及び進入路を計画したものです。進入路は29番から31番の譲受人がそれぞれで持分を共有されるということで申請が出ています。7月4日に大縄委員と、現地確認を行いました。被害防除計画について、3件とも同様の計画であり造成計画は、30センチメートルから40センチメートルの盛土造成を行います。擁壁等として、隣地境界にコンクリートブロック高さ

20センチメートルを3段設置します。雨水の排水について、敷地内新設側溝から既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。市道に直接接している30番の区画は既設道路側溝へ直接流す計画で問題ありません。汚水の排水について、合併浄化槽から新設側溝を経由して既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。市道に直接接している30番の区画は、合併浄化槽を経由して直接既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、300メートル以内にJR河崎口駅がある農地で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われまますので、よろしくお願ひします。

続いて32番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅を計画したものです。なお、隣接の進入路は令和4年6月3日付で転用許可が出ている場所です。造成計画は、最高45センチメートルの盛土造成を行います。擁壁等として、隣地境界にコンクリートブロック高さ20センチメートルを5段設置します。雨水の排水について、隣接の進入路に設けられた新設側溝から既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、合併浄化槽から新設側溝を経由して既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。隣接農地はありません。農地区分は、300メートル以内にJR河崎口駅がある農地で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われまますので、よろしくお願ひします。

大縄農業委員

33番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅を計画したものです。なお、本申請地付近一帯は、全部で住宅6区画の計画があり、そのうち5区画については、既に転用申請があり、総会で審議済みです。今回の申請地が最後の区画の申請となります。7月4日に山中委員と、現地確認を行いました。造成計画は、最高45センチメートルの盛土造成を行います。擁壁等として、隣地境界にL型擁壁高さ80センチメートルを設置します。雨水の排水について、隣接の進入路に設けられる新設側溝から既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、公共下水道へ流す計画で問題ありません。実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。隣接農地はありません。農地区分は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地に該当しますが、すでに県のほうと協議済みです。転用について問題はないと思われまますので、よろしくお願ひします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号34の長砂町について、審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

小西農業委員

34番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所は、米子南高のグラウンドの反対側です。転用目的は、建設業者が資材置場を計画したものです。7月5日に佐々木推進委員と、現地確認を行いました。造成計画は、10センチメートルから44センチメートルの盛土造成を行います。擁壁として、東側隣地境界にコンクリートブロック高さ20センチメートルを3段、又はL型擁壁80センチメートルを設置します。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。実行組合の同意を確認しております。隣接農地、土地改良区については該当ありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくをお願いします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号35の榎原から番号36の榎原について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

田子農業委員

35番と36番について、関連しておりますので、一括で説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、35番は太陽光発電施設です。太陽光を設置する申請地は道路に直接接していないため、36番では一時転用で工事車両用通行路を計画しております。なお、一時転用の期間は、令和4年8月1日から令和4年9月30日までです。6月26日に大塚推進委員と、現地確認を行いました。被害防除計画について、35番は、現状のまま利用し、除草等を行い、防草シートを設置します。また外周には、フェンス高さ120センチメートルを設置します。なお、隣接農地の通作路確保のため、一部、境界から2メートルセットバックしてフェンスを設置します。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。続いて、36番の被害防除計画ですが、造成はせず、現状のまま利用します。雨水の排水について、地下浸透及び自然流下後、既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の発生はありません。4名中3名の隣接耕作者の同意を確認しております。残りの1名については、平成20年ごろに本申請地付近一帯で土地区画整理の話があり、現在まで実行されていないが継続中との話があり、同意書が得られなかった旨の理由書が出ています。なお、当時土地区画整理の計画がなされた際の関係土地のうち一部は、すでに太陽光発電施設となっていることも理由書には申し添えられています。35番について、尚徳三ヶ堰土地改良区の意見書を確認しております。36番は土地改良区は該当ありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしくお願ひします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、10頁番号42の今在家から番号43の二本木について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

能登路推進委員

42番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、資材置場及び駐車場を計画したものです。7月1日に田邊農業委員と、現地確認を行いました。造成計画は、最高20から30センチメートルの盛土造成を行います。擁壁として、隣地境界に高さ60センチメートルのL型擁壁を設置します。雨水は地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、実行組合の同意、農道使用にかかる同意、箕蚊屋土地改良区の意見書を確認しています。農地区分は、300メートル以内に駅・市町村役場・インターチェンジ等の施設がある農地で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いいたします。

続いて43番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅を計画したものです。なお、譲受人と譲渡人は親子であり、権利内容は贈与です。7月1日に田邊農業委員と、現地確認を行いました。造成計画は、現状のまま利用し、転圧・整地のみ行います。擁壁として、隣地境界に高さ20センチメートルのコンクリートブロックを2段設置します。雨水の排水について、敷地内溜桝から農業用排水路へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、公共下水道へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合の同意、箕蚊屋土地改良区の意見書を確認しています。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いいたします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号44淀江町佐陀について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

長澤推進委員

44番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、共同住宅を計画したものです。7月1日に富田農業委員と、現地確認を行いました。造成計画は、10センチメートルから15センチメートルの盛土造成を行います。擁壁として、外周にコンクリートブロック高さ20センチメートルを2から3段を設置し、その上に高さ80センチメートルのフェンスを設置します。雨水の排水について、既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、公共下水道へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、自治会の同意を確認しております。土地改良区は該当ありません。農地区分は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で500メートル以内に2以上の教育施設、公共施設等がある農地で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

森中推進委員

5条で議案番号37から41番まで取下になっていると報告があったが、事務局にこの取下の理由を聞きたい。

事務局（日浦事務局長）

説明します。申請書は一旦受付をして精査をしていました。設計図面等で不明な点があり調査をしていた所、地区担当で箕蚊屋土地改良区の理事長でもある田邊会長と能登路委員から指摘があり、実際の設計士や申請者を呼んで説明を求めた所、まだ諸々の協議が済んで

いない状態で申請書を提出したことが判明したため、会議を経て取下という事になりました。

森中推進委員

5条転用の別紙には土地改良区の同意があると記載されているが、どういうことか。

事務局（日浦事務局長）

土地改良区の同意書は実際についていましたが、推測ではありますが、例えば賦課金の清算などはあったと思いますが、実際に図面の詳細な所の確認が取れていないという事が後で分かりましたので、同意書はあったものの、内容が伴っていなかったという事で、この様なことになっています。

森中推進委員

事務局も、改良区もその辺の確認がちょっと不確実だと思うし、事務局ももっと受付をきちんとミスなくするようにしないと。

事務局（日浦事務局長）

全部揃っていない状態でも受付けて進めているのが現状ですが、今後はきちんとした状態で受付を行っていく様にしたいと思います。

議長（田邊会長）

今、土地改良区の意見書というのは、当初転用に関しては良いですよ。ただ、排水とかどこにどの様な橋を付けるのかという詳細な条

件をつめていない状況でそのまま設計士さんも出されたという事で、農業委員会で受付がされていた事が後で判ったため関係者に集まって貰って、この様な形で出してもらっては困るという事で、今回取下の話をさせてもらいました。

森中推進委員

今後この様な事が無いように事務局も気を付けるように、取り扱いをお願いしたい。以上。

議長（田邊会長）

今後は双方気を付けて対応していきたいと思っています。

続きまして、11ページ、議案第3号をお願いします。米子市農用地利用集積計画の決定について、米子市長が作成した、農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。それでは、利用権設定各筆明細について、14ページ番号7-1から15ページ番号7-5までを一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

利用権設定各筆明細について説明いたします。議案のカッコ書きは利用権設定の新規、再設定の別と耕作面積を記載しております。

14頁番号7-1の5筆は再設定です。2筆は新規設定です。

番号7-2は再設定です。

15頁番号7-3から番号7-4は新規設定です

番号7-5は再設定です。

ご審議よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続きまして、18ページ、農地中間管理権を取得する場合について、番号7-1から59ページ番号7-146までを一括して審議いたします。事務局から一括して説明してください。

事務局（妹尾係長）

鳥取県農業農村担い手育成機構が行う中間管理権の取得についてご説明いたします。18ページ番号7-1から59ページ番号7-146まで、番号欄鍵括弧に中間管理権取得理由が記載してあります。今月の設定分の合計で、Aは地権者の意向によるもので136件、Bは相対の契約から中間管理事業への切替2件、Cは合理化事業から中間管理事業への切替で0件、Dは期間満了による更新で8件です。以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続きまして、64ページ、番号1から番号2までを審議いたします。事務局から説明してください。

事務局（石岡主任）

64 ページ番号1 と番号2 について説明します。まず、概要について説明します。お手許にお配りしているA4、3枚の資料をご確認ください。所有者の所在が不明となっている遊休農地について、地域の担い手農家が使いたいという話があり、資料左から4番目、農業委員会が所有者に関する情報を探索し、所有者の同意を取る、というのがありまして、探索を行いました。本件の探索について、相続人全員を見つけることは出来ませんでした。一部は判明しまして、地域の担い手農家に貸し付けるために農地中間管理機構が中間管理権の設定を受けるために手続きを進めて良い意向を示されました。資料の2ページ目、3ページ目に根拠法令を添付しています。共有者不明農用地等に係る公示、という部分ですが、本件のように共有者の過半が所在不明であるが、一部の共有者のみ同意がとられている場合に農業経営基盤強化促進法第21条の3の規定による公示を行うことで、農業委員会での決定を経て市町村が農用地利用集積計画を公告し農地中間管理機構への利用権設定を行うことが出来るとされています。本件については公示が終了していますので、本日の総会にて農用地利用集積計画について決定がなされれば市町村の公告を経て農地中間管理機構への貸し付けがされます。以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続きまして、66 ページ、議案第4号をお願いします。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、農用地利用配分計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。それでは、67 ページ番号1 から92 ページ番号21 までを一括審議します。番号20 は、関係者の富田委員は、議事に参与できません。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

議案のカッコ書きは耕作面積を記載しております。今月の農地中間管理事業利用配分計画について、耕作者選定理由をご説明いたします。67ページ番号1から72ページ番号19、92ページ番号21近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。72ページ番号20は、今回の圃場整備地をアグリ YODOE という法人を設立され、全てその農地をアグリ YODOE に配分するものです。選定理由は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。はじめに、72ページから92ページの番号20について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

続いて、残りについて、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

続きまして、95ページ、議案第5号をお願いします。相続税の納税猶予に関する適格者証明について、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農用地に係る相続税の納税猶予について、申請者が同法施行令第40条の7第2項の規定に該当する適格者であることを次のとおり証明したいので、審議を求めます。事務局より説明をお願いします。

事務局（馬野主事）

申請者は、淀江町佐陀の方で、農地計14筆21、882平方メートルの内、二本木の農地1筆1、190平方メートルと淀江町佐陀の農地13筆20、692平方メートルについて、相続税の納税猶予に関する適格者の証明を受けたい旨の申し出がありました。二本木の農地は巖地区の田邊会長と能登路推進委員に、佐陀の農地は大和地区の富田農業委員と長澤推進委員に立ち会っていただき現地確認をしたところ、適正に耕作管理されておりました。ご審議よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただいま事務局より説明のありました審議事項について、何かご意見はございませんか。
無いようですので、申請者は適格者である旨を証明したいと思います。
続いて報告事項に移ります。事務局から報告してください。

事務局（河野事務局長補佐）

報告いたします。97ページから98ページの農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、7件を受理しています。

次に、99ページから107ページの農地法第18条第6項の規定による合意解約に係る通知書の受理について、38件を受理しています。

次に、108ページの非農地現況証明について、6件を証明しています。

次に、109ページから110ページの農地転用現況確認書交付について、6件を交付しています。

次に、111ページの公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について、1件報告を受けています。報告は以上です。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

関本農業委員

3条とか農地除外等について地図を貰って現場に行くのですが、送ってもらう地図がゼンリン地図で、3条とか畑とか中々分かり難い。今後は航空地図、例えば農地ナビとかの区割りがはっきりしたもので送ってほしい。

事務局（日浦事務局長）

今後は委員さんが分かりやすいように航空写真を中心に作って配布したいと思います。

関本農業委員

それから、もう一件、先日から遊休農地の地図を貰って新しい借り手を探すのですが、遊休農地となっているという事は相当荒れている所が多い、例えば木が生えているとか。その場合どの様な助成を使って畑や田に戻すか、その方法を明確化して、分かり易くしてもらえると新しい耕作希望者に話を持っていけると思うので、お願いしたい。

事務局（日浦事務局長）

一律にお配りしても何ですので、個別に対応させていただこうと思っておりますが、改めて補助制度に関するご案内をしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

森中推進委員

事務局に、農業委員と推進委員の立場について聞きたい。推進委員は、質問や意見は出来るが、採決には加われないというのは承知しているが、提案は出来るのか。

事務局（日浦事務局長）

法律等は、意見を聞かれたら答えると言うような文言しか書いてありません。特段、出来る出来ないという事に関しては、出席された総会での流れで、会長に一任される部分もあると思うのですが、堅苦しく法律に無いから出来ないと言う事ではない、と私は解釈をして

います。いかがでしょうか。

森中推進委員

それでは、その時の提案はその時の議長の采配によって違うという理解でよろしいか。

議長（田邊会長）

それで良いと思いますよ。ざっくばらんに運営していきたいと思います。

田中農業委員

64頁の議案は、所有者不明の場合の中間管理権の設定ですね。現時点では、資料の縦書きの5番の部分に該当しているのか。

事務局（石岡主任）

今は、6番と7番の間です。

田中農業委員

これが済めば、市町村が農用地利用集積計画を公告するわけですね。分かりました。

公本農業委員

話が前後しますが、所有者不明の農地についての利用権設定の手続説明がありましたが、この図解で行くと、所有者の（共有者）の一人が市町村に申出をすとなっていますが、市町村のどこに申出をするのか。例えば私の地区において、この畑は共有者がいるが、連絡が取れない、どうしたら良いのかという相談が来たら、私は市町村に申出てくださいというのか。

事務局（石岡主任）

ここでいう市町村というのは、農林課のことを指していますが、下部の※1に共有者の申出によらずとも構いません。借り手や機構が使用したい場合にも相談を受け付けてください、という事として、勿論事務局の方にご相談いただいても大丈夫です。その辺は、農林課と事務局とは情報を密にして進めて行く必要があると考えています。

議長（田邊会長）

よろしいでしょうか。他にございますか。

それでは、議案第6号です。会長職務代理者の任期は7月19日までとなっています。7月20日以降1年間の任期での会長職務代理者の選挙を行います。選挙に入る前に、選挙方法について事務局から説明してください。

事務局（河野事務局長補佐）

選挙の方法についてご説明いたします。「米子市農業委員会規則」第2条で、「会長及び会長の職務を代理する者の選挙は、委員による無記名投票でこれを行い、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじにより当選人を定める。委員会は委員中に異議のないときは、前項の選挙について、指名推薦の方法を用いることができる。」と定められております。従いまして、委員さん方全員が指名推薦というご意見であれば指名推薦の方法を用いることとなり、1名でも投票というご意見があれば投票の方

法を用いることとなります。

議長（田邊会長）

事務局から説明がありましたが、投票と指名推薦のうちいずれの方法によるかおはかりいたします。

矢倉農業委員

指名推薦はどうですか。

議長（田邊会長）

今、指名推薦はどうかという発言がありましたが、どうでしょうか。

よろしいですか。

そういたしますと、どなたか推薦がありますか。

矢倉農業委員

中本委員はどうでしょうか。

議長（田邊会長）

今、中本委員を会長職務代理者に推薦するとありました。中本委員を会長職務代理者とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (田邊会長)

中本委員が会長職務代理者に当選と決定いたしました。それでは、中本委員さん挨拶をお願いします。

中本農業委員

会長職務代理に推薦していただきまして、ありがとうございます。一年間ですけれども、会長を補佐しながらやっていきたいと思しますので、皆様方のご協力をお願いします。

議長 (田邊会長)

続いて運営特別部会委員の選任を行います。運営特別部会委員の選任について、運営特別部会の委員を互選していただきたいと思います。農業委員につきまして認定農業者から1名、中立の委員さんから1名を選んでいただきます。認定農業者について、泉委員、大太委員、公本委員、関本委員、竹中委員、田中委員、富田委員、中本委員以上8名の認定農業者である委員さんは、1名の互選をお願いします。互選管理人は日浦局長をお願いします。中立の委員さんについては、小西委員さんお願いできないでしょうか。

小西農業委員

はい、分かりました。

議長（田邊会長）

よろしくお願いします。残る農業委員さんで1名の委員さんの互選を、お願いしたいと思います。互選管理人は河野事務局長補佐にお願いします。推進委員さんは、地区によらず2名の委員さんの互選をお願いしたいと思います。互選管理人は、妹尾係長にお願いします。それでは今から暫時休憩とし、10分後に再開しますので、休憩中にそれぞれ、この会場で互選会を開いてください。10分後には、再開します。

議長（田邊会長）

それでは、再開します。互選結果を、事務局より報告してください。

事務局（河野事務局長補佐）

それでは、運営特別部会委員の選任結果です。田邊会長、中本会長職務代理、小西農業委員、富田農業委員（認定農業者）、井田農業委員、森中推進委員、松本推進委員の7名に決定いたしました。

議長（田邊会長）

それでは、選ばれた委員さんに挨拶していただきます。

（小西委員、富田委員、井田委員、森中委員、松本委員が挨拶）

議長（田邊会長）

本日、予定していました審議は以上のおりですが、議題などの追加はありませんか。

事務局から連絡事項をお願いします。

事務局（石岡主任）

利用状況調査についてという文書と推進委員さんには遊休農地の図面をお配りしています。今年も遊休農地調査を秋に向けてお願いします。事務局の担当は3枚目に記載しております。調査の際には身分証明書の携帯をお願いします。図面には赤ペンで記入をお願いします。遊休農地には赤い枠が、山林原野の状況の所には網掛けがしてあります。変更になった所に書き込みをお願いします。転用済みの場所や農地ではない所は黄色で塗りつぶしています。判定事例として、昨年お配りしたものと同じものですが、写真を添付しています。遊休農地は、草の高さや密生具合で判断してください。再生困難な農地は、藪や山林化している状況や木が生えている状況等で、普通の機械を入れた位では元に戻らない状況のものです。また、狭小地や進入の難しい農地等も再生困難な農地となっています。説明は以上です。

事務局（河野事務局長補佐）

8月10日（水）13時30分から、市役所本庁舎401会議室におきまして、8月定例総会を開催予定としております。次に、7月の農地相談会は、27日（水）福生東公民館にて午後2時から行う予定でしたが、7月7日に鳥取県版新型コロナ警報の注意報が西部地区に発令されましたので、残念ながら中止とさせていただきたいと思っております。8月以降につきましては、情勢を見ながら、今後判断してまいります。次に、7月分の活動実績報告書ですが、8月3日（水）までにご提出いただきますと助かります。報告用紙をお配りしておりますが、足りないと思われる方は、出入口付近に用意してありますので、お持ち帰りください。私からは以上です。

議長（田邊会長）

よろしいでしょうか。そういたしますと、これを持ちまして、第4回農業委員会総会を終了します。

閉 会 午前11時18分

以上会議の次第を記載し、その相違ない事を証するため署名押印する。

議長（田邊会長）

議事録署名委員

議事録署名委員